

平16福情答申第4号  
平成16年5月31日

福岡市教育委員会 様  
(指導部初等教育課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第2項の規定に基づき、平成15年8月21日付け福市指第834号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

- 「一．福岡市小学校校長会の公簿評価委員会の作成検討にかかる15年度福岡市小学校通信表につき、
  - 2．作成検討過程において作成された資料
  - 3．同校長会及び公簿評価委員会の各会議録
- 二．上記に付帯関連する一切の公文書」の非公開決定処分に対する審査請求

## 1 審査会の結論及び意見

### (1) 結論

「一．福岡市小学校校長会の公簿評価委員会の作成検討にかかる15年度福岡市小学校通信表につき，二．作成検討過程において作成された資料，三．同校長会及び公簿評価委員会の各会議録，四．上記に付帯関連する一切の公文書」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った非公開決定は，妥当である。

### (2) 意見

実施機関は，福岡市立小学校校長会及び小学校公簿等研究委員会に対し，その活動内容に関し会議録等の文書を作成するよう，適切に指導を行うべきである。

## 2 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，平成15年6月10日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件対象文書に係る非公開決定（以下「本件決定」という。）について，取消しを求めるものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 平成15年6月3日，審査請求人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき，本件対象文書を含む特定の文書について公開請求を行った。

イ 平成15年6月10日，実施機関は，本件対象文書については，福岡市立小学校長会（以下「校長会」という。）及び審査請求人がいう「公簿評価委員会」に該当すると判断される小学校公簿等研究委員会（以下「研究委員会」という。）において作成されていないため存在しないことを理由として，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を審査請求人に通知した。

ウ 平成15年7月24日，審査請求人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

## 3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は，審査請求書及び平成16年4月22日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において，次のように主張している。

ア 本件対象文書は存在するはずであるから公開すべきである。

イ 仮に本件対象文書を作成していないということであれば、作成していないこと自体が補助金の助成を受けている委員会として、不当な行為である。

ウ 研究委員会が作成した通信票のひな形を多数の学校が使用していること、補助金が交付されていること、当該通信票で評価される子どもたちがいることなど、種々の事情を考慮すると、実施機関は、しっかりと説明責任を果たす必要がある。

エ 市内の小学校144校のうち69校までもがひな形の文言を使用していた影響の大きさを鑑みると、誰がどのような議論していたのか、その内容が明らかにされず、責任の所在がはっきりしないのは極めて不合理である。

オ 研究委員会は、任意団体といいながら極めて公的性格が強い団体といえる。自主的な任意団体というのであれば、その運営や活動も、私的な時間に、場所も自分たちで借りて、本当に自主的に活動すべきである。また、公金を受け取る以上は、議事録を作成し、公表することを義務付けるようにすべきである。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成15年10月15日付け弁明意見書及び平成16年3月25日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件対象文書については、法的・制度的に実施機関においてその取得・保有を義務付けられたものではなく、かつ、校長会及び研究委員会においてもそれらの作成が義務付けられているものではない。

イ なお、校長会及び研究委員会に対して確認したところ、本件対象文書に相当する文書はいずれも作成していない旨の回答も得ている。

ウ 校長会は、市立小学校の校長の職にある者によって組織され、会員相互の研修並びに連絡・協調に努め、福岡市の教育振興に寄与することを目的とした任意団体である。また、研究委員会は、使いやすい公簿等の研究のために教師があくまでも自主的に組織している任意団体であり、その研究結果としての公簿等の使用について、特段公的な拘束力を持つものではない。なお、校長会と研究委員会は全く別組織であるが、校長会の中の教育課程委員会の委員長が、研究委員会の委員長を兼ねることもある。

エ 平成14年度の実績で、実施機関は、校長会へ297,000円の教育研究団体助成事業補助金を、研究委員会へ57,000円の教育研究団体等研修費交付金を交付しており、これらの補助金、交付金の支給の要件として、事業計画書、予算書及び事業実績

報告書、決算書の提出を義務付けているが、それ以外の各会議録や、団体独自で作成した資料等の作成・提出については義務付けていない。

オ また、校長会と研究委員会は、条例上、本市との間に情報公開協定を締結するよう努めるべき対象である「出資法人等」にもその補助金の額等の基準から該当しないため、実施機関側から校長会及び研究委員会に対し、それら会議録等について作成・提出を求める何らの法的根拠も存在しない。

#### 4 審査会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件対象文書について

研究委員会（実施機関が判断するように、審査請求人がいう「公簿評価委員会」とは研究委員会のことと考えられる。）は、平成14年度に、翌平成15年度において福岡市立小学校で用いる通信表について研究を行い、そのひな形（以下「ひな形」という。）を作成した。

本件において、審査請求人が公開請求をした公文書は、ひな形及びそれに関連する種々の文書であるが、本件対象文書は、そのうち、当該ひな形の作成検討過程において作成された諸資料、校長会及び研究委員会の会議録並びにそれらに関連する文書である。

##### (2) 校長会及び研究委員会について

ア 校長会は、「福岡市立小学校長会会則」によれば、福岡市立小学校長の職にあるものをもって組織され（同会則第2条）、小学校長の職務完遂を期し、会員相互の研修ならびに連絡・協調に努め、相連携して福岡市教育振興に寄与することを目的とした（同会則第3条）団体である。

イ また、研究委員会は、「小学校公簿等研究委員会会則」によれば、福岡市小学校校長職、教頭職、教諭職にあるものをもって組織され（同会則第2条）、会員の研修並びに連絡・協調に努め、互いに連携して福岡市教育の振興に寄与することを目的とした（同会則第3条）団体である。

ウ なお、校長会の中の教育課程委員会の委員長が研究委員会の会長に就いているが、会則からみて、校長会と研究委員会は別個独立の団体であることが認められ、実施機関の説明によれば、ひな形の作成に校長会は特に関与していない。

##### (3) 本件対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、校長会及び研究委員会は、それぞれ本件対象文書の作成、保持を義務づけられたものではなく、実施機関も作成提出を求める法的根拠はな

く、研究委員会等は実際にも作成、保持をしておらず本件対象文書は存在しないというものである。

審査会は、実施機関の弁明意見書及び口頭意見陳述における本件対象文書が存在しないとのとの説明に合理的疑いを認めることはできず、また存在を疑わせる特段の事情もない。

したがって、実施機関が不存在を理由に非公開決定を行ったことは妥当である。

イ ところで、実施機関は、校長会、研究委員会が任意団体であること、研究結果としての公簿等の使用については公的拘束力がないこと、あるいは校長会、研究委員会が出資法人等に該当せず会議録等の作成提出を求める法的根拠がないことをもって、会議録等の文書が作成されず、提出もされなかったと主張する。

ウ しかしながら、実施機関の説明によれば、校長会、研究委員会の活動は、給与等の支給を受けて、責任ある地位にある校長、教職員らにより正規の勤務時間中に学校内で行われているものである。その活動は、職務専念義務を有する校長、教職員の公務そのものである。校長、教職員が行う公務は、校長会、研究委員会という団体の会則、性格によって、その行う業務の性質を変ずるものではない。公務遂行の過程と結果を公文書として記録、保存、提出すべきかどうかは、行う公務の価値、公務遂行における必要性、また市民への説明の責務等に照らして定められるものである。

エ 加えて、研究委員会等の活動は、補助金又は交付金という公的資金の提供を受けており、研究委員会が研究作成する通信表のひな形等は本市の教育行政に大きな影響を与えていることが認められる。

オ 以上のことを考慮すると、研究委員会等においては、活動の経過と結果を逐一市民に明らかにすべき責務があるものと言え、爾後、その活動については、会議録、報告書等の文書を作成し、実施機関に提出、報告すべきものであり、実施機関においても、その作成について適切に指導を行うべきである。

以上により、本件について、「1 審査会の結論及び意見」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年8月21日	実施機関からの諮問
平成15年10月15日	実施機関が弁明意見書を提出
平成16年3月25日(部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年4月22日(部会)	審査請求人からの口頭意見聴取及び審議
平成16年5月27日(部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子